

加古川市立公民館複写機使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立公民館(以下「公民館」という。)に設置する複写機の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の原則)

第2条 複写機を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用者本人の責任において自ら操作し、使用後は原状に復さなければならない。

(使用の範囲)

第3条 複写機を使用することができるのは、市内で行われる公共性のある活動に使用する場合に限るものとし、次に掲げる活動については、使用させないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治を目的とする活動
- (3) 宗教を目的とする活動
- (4) 公序良俗に反すると認められる活動
- (5) その他教育委員会が使用させることを適当でないと認めるもの

(著作権に関する責任)

第4条 複写しようとする資料等の著作権に関する一切の責任は、使用者が負うものとする。

(使用時間)

第5条 複写機を使用することができる時間は、原則として、公民館開館日のうち次のとおりとする。

- (1) 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後5時まで

(使用の申請)

第6条 複写機を使用するものは、公民館職員の承諾を得たのちに使用し、使用を終了したときは、複写機使用報告書(様式第1号)により印刷枚数

等を報告するものとする。

(使用料金)

第7条 使用者は、別表に掲げる料金を負担するものとする。

2 既に納付された使用料金は、返還しないものとする。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その使用に当たって複写機等をき損したときは、その責任によって相当の損害額を賠償しなければならない。ただし、公民館長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(使用の制限)

第9条 公民館長は、使用者が第3条に規定する使用の範囲を超えて使用しているとき、又は公務に支障があると思われるときは、複写機の使用を制限し、又は中止させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

	用紙を持参しない場合	用紙を持参する場合 または裏面印刷する場合
製版	1面につき 100円	1面につき 100円
印刷	1面につき 5円	1面につき 3円